

◎単位修得方法の例◎

(資料2)

(例1) 必要単位の全てを免許法認定講習により修得する場合(視覚・知的領域を取得と想定)

		教育職員免許法施行規則上の科目名	授業科目名	修得単位数	
特別支援教育に関する科目	第一欄	特別支援教育の基礎理論に関する科目	(A県認定講習) 特別支援教育の基礎概論	1	
	第二欄	特別支援教育領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	(A県認定講習) 視覚障害児の心理・生理・病理	1
			心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	(A県認定講習) 視覚障害児指導法	1
		特別支援教育領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	(A県認定講習) 知的障害児の心理・生理・病理	1
			心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	(A県認定講習) 知的障害児指導法	1
	第三欄	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	(B大学認定講習) 特別支援教育総論 ＜中心となる領域：重複・LD等＞ ＜含まれる領域：視、聴、知、肢、病＞ ※全ての領域に対応している科目を想定していますが、この例の場合は、含まれる領域として聴覚、肢体、病弱があれば条件を満たします。	1	

(2) 必要単位の全てを通信制大学での科目履修により修得する場合(知的・肢体不自由領域を取得と想定)

		教育職員免許法施行規則上の科目名	授業科目名	修得単位数	
特別支援教育に関する科目	第一欄	特別支援教育の基礎理論に関する科目	(C大学科目履修) 特別支援教育の基礎論	2	
	第二欄	特別支援教育領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	(C大学科目履修) 知的障害教育論	2
			心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		
		特別支援教育領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	(C大学科目履修) 肢体不自由教育論	2
			心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		
	第三欄	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	(C大学科目履修) 特別支援教育総論 ＜中心となる領域：重複・LD等＞ ＜含まれる領域：視、聴、知、肢、病＞ ※全ての領域に対応している科目を想定していますが、この例の場合は、含まれる領域として視覚、聴覚、病弱があれば条件を満たします。	2	

(3) 免許法認定講習及び通信制大学での科目履修を組み合わせる必要単位を修得する場合(知的と病弱領域を取得と想定)

		教育職員免許法施行規則上の科目名	授業科目名	修得単位数	
特別支援教育に関する科目	第一欄	特別支援教育の基礎理論に関する科目	(A県認定講習) 特別支援教育の基礎概論	1	
	第二欄	特別支援教育領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	(D県認定講習) 知的障害児教育総論	1
			心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		
		特別支援教育領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	(B大学認定講習) 病弱障害児の心理・生理・病理	1
			心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	(B大学認定講習) 病弱障害児指導法	1
	第三欄	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	(C大学科目履修) 特別支援教育総論 ＜中心となる領域：重複・LD等＞ ＜含まれる領域：視、聴、知、肢、病＞ ※全ての領域に対応している科目を想定していますが、この例の場合は、含まれる領域として視覚、聴覚、肢体があれば条件を満たします。	2	

※上記はあくまでも取得例ですので、実際の授業科目名、修得単位数は各大学等によって異なります。